大阪府職員労働組合保健所支部四條畷分会回答（概要)

１について

　　良き労使関係については、これまでの経過を尊重し、今後とも、双方の努力により築

いていくものと考えており、職員の勤務条件に関わる事項については、誠意をもって所

要の協議を行ってまいりたい。

２－１）について

母子・難病チームの統合については、現在、関係課において検討されているところであるが、統合の結果、住民サービスや勤務条件の低下に繋がらないよう、業務の効果的・効率的な推進に努めてまいりたい。

－２）について

報道提供を行った時等には、マスコミや府民からの問合せに迅速に対応できるよう、担当課から全職員に周知し、担当課につなげるようにしてまいりたい。

３－１）について

　　休憩室の確保は困難であり、休憩時間中に多目的室等が空いている場合に利用いただ

きたい。

－２）について

　　所要の予算の確保に努め、対応してまいりたい。

　－３）について

　　身体障がい者用のトイレが空いている場合に使用していただくことにより対応しつつ、

府民の利用ニーズを踏まえ、必要に応じ今後検討してまいりたい。

４－１）について

　全庁に関わる問題であり、要求内容を関係課にお伝えする。

－２）について

・　管理監督者の指揮命令下における自宅での電話対応や報告書の作成等、実際に業務を

行った時間については、時間外勤務手当の対象としているところである。

なお、待機時間については、行動に完全な制限がかからないため、対象と認められな

いところであり、ご理解いただきたい。

・　労働基準法においては、労働時間が６時間を超える場合には労働時間の途中に45分の休憩時間を与えなければならないことになっており、これまでも幹部会議等を通じてその旨を周知してきたところである。今後とも、業務の平準化等により休憩時間が取れるよう図ってまいりたい。

５－１）について

　　時間外勤務の縮減に向け、これまでも管理監督者を通じた職員一人一人の事情や状態

に配慮した適正な事務分担に努めるとともに、定時退庁日における早期退庁の呼びかけ

等を行ってきたところであり、今後とも、こうした取組みを通じて縮減に努めてまいり

たい。

－２）について

　労働基準法においては、労働時間が６時間を超える場合には労働時間の途中に45分の

休憩時間を与えなければならないことになっており、これまでも幹部会議等を通じてそ

の旨を周知してきたところである。今後とも、業務の平準化等により休憩時間が取れる

よう図ってまいりたい。（４－２）に同じ）